

住宅改修費と福祉用具購入費の支払い方法について

住宅改修費と福祉用具購入費は「償還払い」と「受領委任払い」を選ぶことができます。

●「償還払い」を選んだ場合

住宅改修費及び福祉用具購入費の代金の支払いを、利用者が一旦費用の全額を事業者支払い、その後、南知多町から利用者へ9割分（自己負担額に応じて8割又は7割分）を払い戻します。

●「受領委任払い」を選んだ場合

住宅改修費及び福祉用具購入費の代金の支払いを、初めから1割（自己負担額に応じて2割又は3割）の支払いで済むようにし、利用者の一時的な負担を取り除くことができます。

※保険給付される残りの9割（自己負担額に応じて8割又は7割分）は、利用者から事業者へ受領を委任することによって、南知多町から事業者へ直接支払います。

受領委任払いを利用できる事業者は、南知多町に受領委任払事業者登録をおこなった事業者ですので、注意してください。
利用者から、受領委任を受けることとなった事業者は、南知多町に受領委任払事業者登録申請をし、確認書を取り交わして登録する必要があります。
なお、償還払いについては、受領委任払いの登録をしなくても従来通りご利用いただけます。

問い合わせ

南知多町ふくし課福祉介護グループ

電話 0569-65-0711(内線133)